

## 騒音規制法による特定施設

1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
ハ 碎木機	
ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鑄造型機	ジヨルト式のものに限る。